

改正案	現行
<p>（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲）</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下同じ。）並びに同法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社</u></p>	<p>（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲）</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農林中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）<u>第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>三 金融商品取引業者並びに金融商品取引法<u>第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社</u></p>